

令和2年7月22日 資料No.2-2
保健福祉常任委員会

児童相談所開設に向けた計画書

令和2年7月
港区

目 次

第1章	基本方針	P 1
第2章	新たな児童相談体制の構築	P 3
第3章	組織体制と人材の確保、育成	P 14
第4章	相談の流れ	P 19
第5章	一時保護所の業務と組織体制	P 25
第6章	施設概要	P 28
第7章	社会的養護	P 31
第8章	計画策定の経緯	P 33
第9章	東京都からのケース等の引継ぎ	P 34
第10章	児童相談所設置市が処理する業務	P 35
第11章	資料	P 36

第1章 基本方針

1 経緯

港区では、平成12年に子ども家庭支援センターを設置し、子どもと子育てに関する相談に積極的に対応してきました。平成17年には、子ども家庭支援センターで児童虐待対応を開始し、平成18年からは、港区要保護児童対策地域協議会を設置して、地域の関係機関の連携による支援を行っています。

また、区は、都心型の多様な生活スタイルに合わせ、保育園、子育てひろば、一時預かりその他の子ども・子育て支援に関する事業を幅広く実施するとともに、地域で協働して子どもを育てる、子育て支援活動のネットワークづくりにも取り組んできました。

しかしながら、児童虐待の増加傾向は続いており、非行、その他の児童の問題や子育て相談についても相談件数は増加し、複雑化してきています。

現在、児童相談においては、区と東京都による2元体制（地域での支援は区の子ども家庭支援センターが対応し、一時保護が必要な場合や高度に専門的な支援が必要な場合は東京都の児童相談センターが対応）となっていますが、児童と家庭への支援をより迅速、丁寧に行うためには、問題の発生予防から解決まで切れ目のない、新たな児童相談体制の構築が必要です。

平成28年6月の児童福祉法改正により、特別区においても児童相談所が設置できることとなりました。港区は、児童の命と権利を守り、児童の健やかな成長を支えていくため、区民に身近な基礎自治体である区が児童相談所を設置し、妊娠期から子育て期、思春期、児童の自立まで、一貫して切れ目のない、きめ細かな支援を児童と家庭に対して行っていくこととしました。

区では、港区基本計画及び港区子ども・子育て支援事業計画に児童相談所の設置を位置付け、令和3年4月1日に、（仮称）港区子ども家庭総合支援センターを複合施設として整備し、児童相談所、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設が一体的、総合的に子どもと家庭を支援できるよう準備を進めています。

なお、区児童相談所と東京都、特別区児童相談所間では、施設・里親等の社会的養護の広域利用、一時保護所の相互利用、転居等における情報共有等、必要な際には緊密な連携を行い、東京の児童を東京全体で守っていく体制を堅持いたします。

2 基本方針

区は、児童相談所の設置に当たり、児童福祉法の理念に基づき、区の全ての児童が、適切に養育され、生活を保障され、愛され、保護され、心身の健やかな成長発達と自立が図られることを目指します。児童相談においては、区民に身近な基礎自治体として、地域と連携協力し、児童の年齢及び発達の程度に応じてその意見を尊重し、児童の最善の利益が優先して考慮されるよう努めます。

3 実現の方策

基本方針の実現に向け、区は以下のように取り組みます。

- ・ 地域に根差した支援を行う子ども家庭支援センターと専門性の高い支援を行う児童相談所が切れ目なく連携し、地域の支援機能を十分に活用して、子どもと家庭へのきめ細かい支援を行います。問題の発生予防に努めるとともに、子どもと家庭が新たな希望を持ち生活することを応援します。
- ・ 児童相談所の専門性を生かし、医療機関等とも連携して、子どもと親を支援するプログラムを実施するなど、地域の児童、保護者、里親の生活に寄り添った支援を実施します。
- ・ 児童の権利擁護を充実させるため、相談支援において、調査の段階はもとより、一時保護中や里親委託中、施設措置中の児童の意見を丁寧に聴取し、適切に対応する体制を構築します。

4 スケジュール（予定）

令和2年	7月	児童相談所設置市（区）の政令指定の要請
	12月	児童相談所設置条例の制定
令和3年	2月	（仮称）港区子ども家庭総合支援センター竣工
	4月	児童相談所開設

5 管轄区域

港区児童相談所の所管区域は、区全域とします。

港区の現状（令和2年6月1日現在）	
人口	261,942人
児童人口	40,551人
世帯数	148,830世帯
面積	20.37km ²

第2章 新たな児童相談体制の構築

1 子ども家庭支援センターを中心とした現在の児童相談体制

区は、平成12年4月に、子ども家庭支援センターを設置し、子どもと子育て中の保護者同士の交流の場や子育て相談、子育て支援サービスの提供を行う事業を開始しました。平成17年10月には、港区立子ども家庭支援センター条例を制定し、児童福祉法改正に伴い、「先駆型子ども家庭支援センター」として児童虐待対応を開始しました。平成18年7月からは、児童福祉法第25条の2に規定する港区要保護児童対策地域協議会の調整機関として、要保護児童等を対象に地域連携による支援を調整する役割を担っています。

平成28年の児童福祉法等の改正により、児童虐待の発生予防のため区市町村の役割が強化され、子ども家庭支援センターは、第10条の2に基づく子どもと家庭の実情の把握、相談、関係機関との支援調整等を行う市区町村子ども家庭総合支援拠点に位置付けられました。みなと保健所とともに子育て世代包括支援センター（母子保健法）としての役割も担い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っています。

また、都心型の多様な生活スタイルに合わせ、子育てひろば事業、乳幼児一時預かり事業、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、要支援ショートステイ事業、産前産後家事・育児支援サービス等、様々な子ども・子育て支援施策を展開するとともに、子育て支援を行う団体等のネットワークづくりを後押しし、地域全体で子育てを支える体制を作り、児童虐待等の予防に積極的に取り組んでいます。

2 児童相談所の設置

港区の子ども家庭支援センターが受理した新規の相談件数は、平成17年度以降、年々増加しています。令和元年度には過去最多の1,440件で、児童虐待相談件数は750件でした。これは、平成25年度の約3.8倍で、児童の命と権利を守る体制の強化が一層求められています。

平成28年6月の児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されることが明確化され、特別区も児童相談所を設置できることになりました。

区は、子どもの命と権利、かけがえのない未来を守るため、児童相談所を設置し、児童虐待、非行をはじめとした児童に関わる様々な問題に対し、未然防止から調査、援助、保護、施設等への措置、家庭復帰まで、基礎自治体として、迅速に切れ目なく一貫して対応し、地域と一体となった丁寧な相談支援体制を整備することとしました。

3 新たな児童相談体制

(1) 子ども家庭支援センターと児童相談所

区は、児童福祉法第12条に基づく行政機関である児童相談所と児童福祉法第10条の2に基づく児童及び妊産婦の支援拠点である子ども家庭支援センターとを複合施設内に、それぞれ独立した組織として整備します。

これまで子ども家庭支援センターが培ってきた身近な相談窓口としての区民からの信頼や要保護児童対策地域協議会の調整機関として地域の関係機関連携を築いてきた実績を基盤に、児童相談所の専門機能を緊密に連携させ、新たな相談支援体制を構築します。

子どもと家庭に関する相談の一義的な窓口はこれまでどおり子ども家庭支援センターが担い、児童虐待や非行、その他の専門的相談・支援については児童相談所が同じ施設内で担うことで、これまで以上に迅速丁寧な対応を行い、児童に関する重篤な問題の発生予防機能をより一層高めた児童相談体制とします。

(2) 区が目指す支援

ア 切れ目のない支援

区では、子ども家庭支援センターと児童相談所とが密接に連携した相談援助を行うことにより、児童虐待や非行などの問題に対し、未然防止から調査、援助、保護、施設等への措置、家庭復帰まで、地域と共に切れ目なく、責任をもって対応していきます。また、弁護士、医師、児童心理司、児童福祉司等による専門性の高い相談援助を区民が身近に利用できるようにします。

イ 詳細な情報に基づく迅速、的確な対応

区は、住民基本台帳をはじめとした区で管理する様々な情報や港区要保護児童対策地域協議会の関係機関の連携から得られる情報、詳細な地域情報等を保有しています。これらの情報を的確に活用し、児童虐待や非行などの問題に対し、十分な調査に基づき迅速な対応を行います。

児童や保護者への支援計画を策定する際にも、区の児童相談所は地域の支援内容を熟知していることから、当事者の意見を聴きながら、児童の権利を擁護し、保護者も納得できるよう丁寧に調整します。

ウ 「顔が見える」関係による丁寧な援助

港区の児童相談所開設時(令和3年)における人口推計は約27万人を見込んでおり、現在、児童相談所を設置している全国の自治体と比較すると、比較的小さな人口規模に児童相談所を設置することとなります。

児童相談所職員は、児童や保護者と距離が近い環境であることから、これまで以上に、迅速、丁寧に状況を把握し援助します。

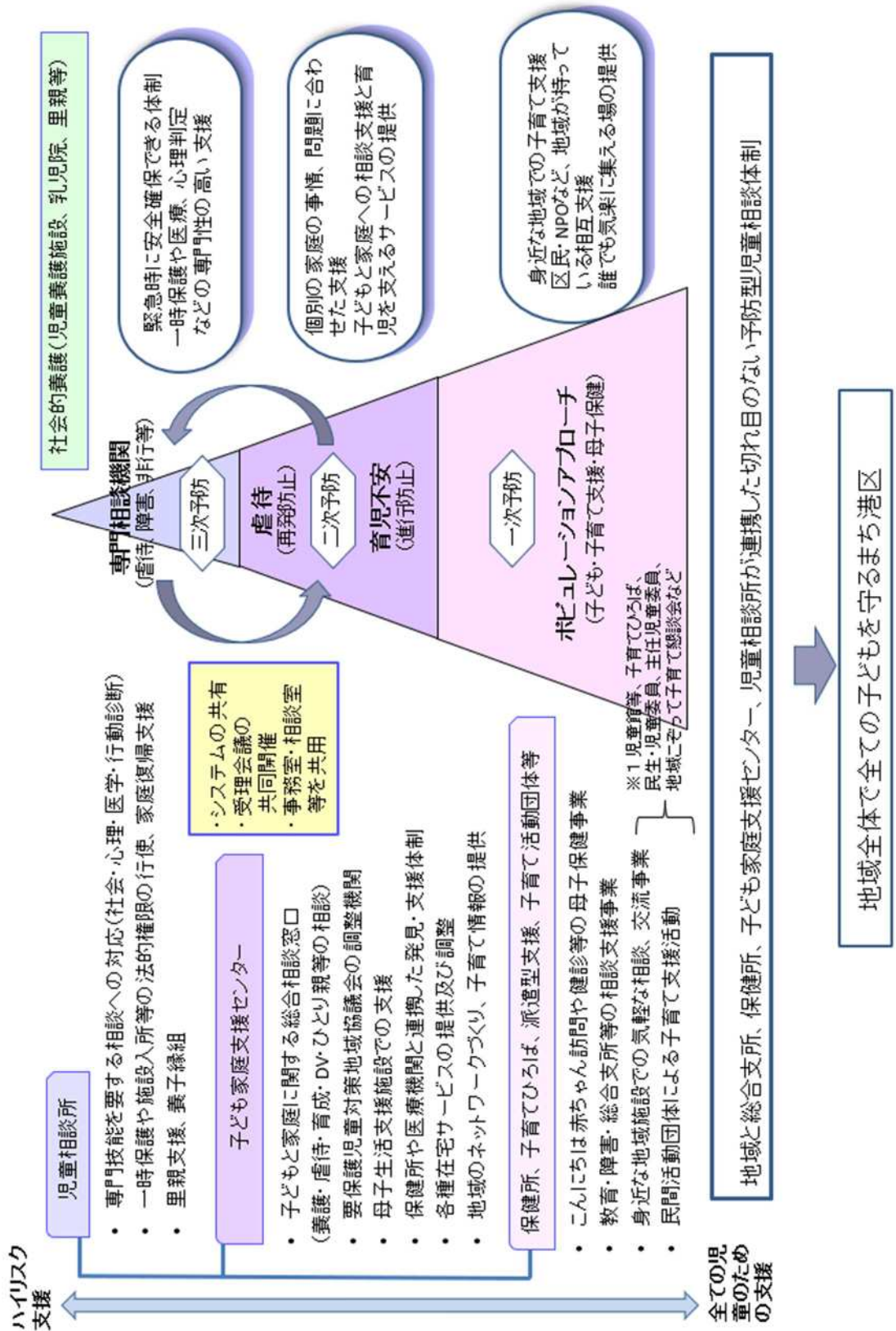
また、児童や保護者と信頼関係のある子ども家庭支援センターやみなと保健所、学校、保育園等と共に相談対応を行うことで、区民が安心できる関係性の中で支援を行っていきます。

エ 地域連携による子ども・家庭に応じた親身な支援

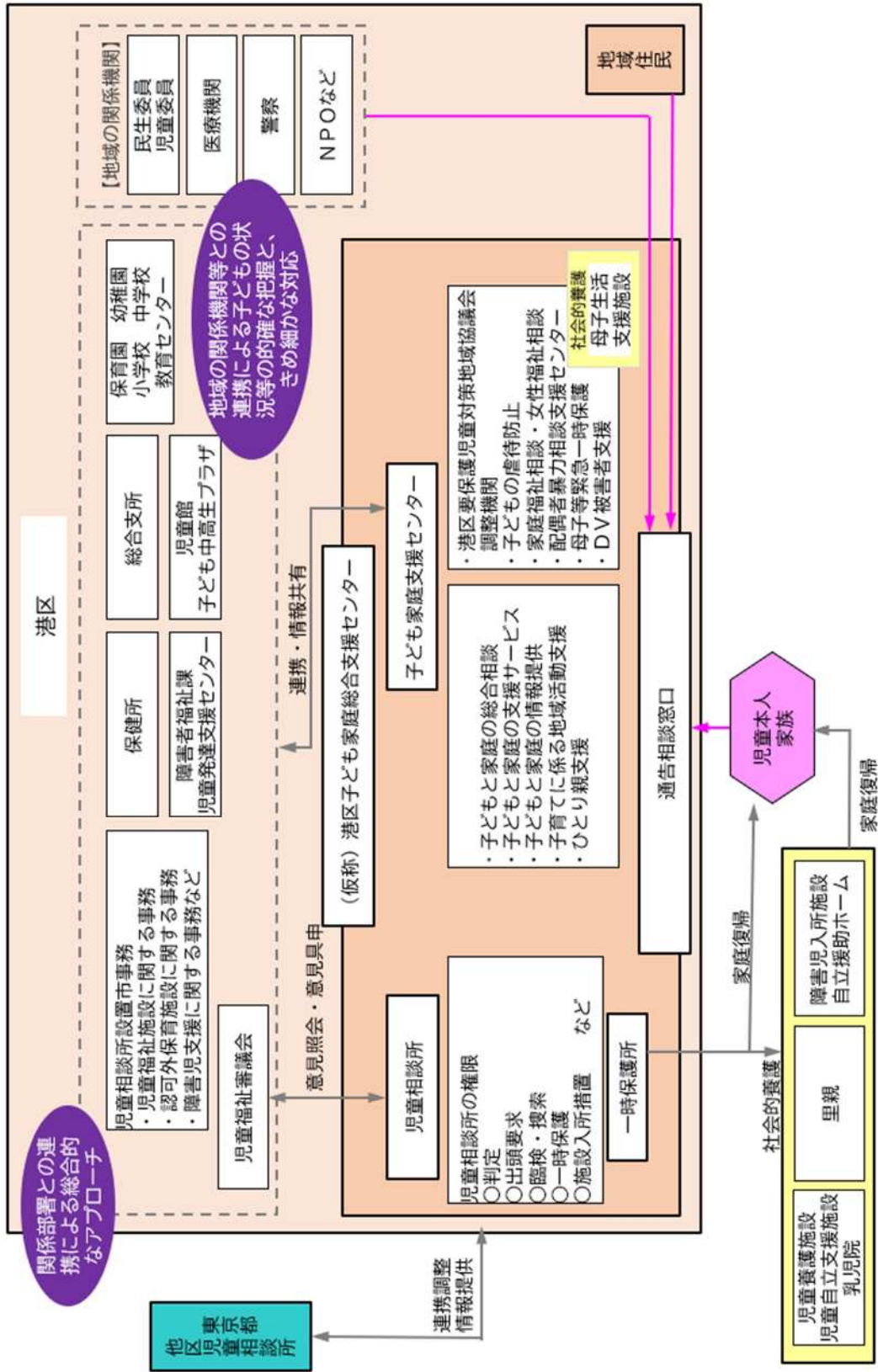
港区要保護児童対策地域協議会の構成員である民生委員、児童委員、学校、幼稚園、保育園、保健所、総合支所、乳児院、子育てひろば、児童館、医療機関、警察、児童に関連する団体等が密接に連携し役割分担をする中で、それぞれの子ども・家庭にふさわしい支援を行います。

また、(仮称)港区子ども家庭総合支援センターは、区における相談支援の中心となる施設として、港区要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適切に実施するほか、いつでも地域の支援者が訪れ、児童相談所や子ども家庭支援センターと相談、協議できる体制を作ります。さらに、研修や学習会、情報交流等を行い、関係機関の支援力の向上を図ることにより、これまで以上に幅広くきめ細かい地域の協力体制を構築していきます。

【児童相談行政の全体像】



【新たな児童相談体制イメージ図】



4 (仮称) 港区子ども家庭総合支援センターの整備

(1) 複合施設整備の意義

(仮称) 港区子ども家庭総合支援センターは、子ども家庭支援センターと児童相談所、母子生活支援施設の複合施設です。

各施設では、必要に応じ初期の段階から相談情報を共有し、調査、援助、保護、施設等への措置、家庭復帰まで、協力して区の様々な資源（子ども家庭支援サービス等）を最大限活用し、子どもと家庭の状況にふさわしい支援を迅速に実施します。児童相談所による施設措置の後、家族が再統合する際も、安定した生活ができるよう子ども家庭支援センターや地域の関係機関が児童相談所に協力し、きめ細かく支援していきます。

「(仮称)港区子ども家庭総合支援センター」の設置により、子どもと家庭に関する多様な問題を総合的に支援していく児童相談体制を構築するとともに、区内の幅広い子ども家庭支援ネットワークの核として、関係機関をバックアップし、次代を担う児童の最善の利益が優先して考慮され、子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境を整備していきます。

(2) 子ども家庭支援センターの機能強化

子ども家庭支援センターでは、都心港区の家庭が楽しくいきいきと子育てを楽しむことができるよう、多様な文化や人との出会い・交流や学習の場として子育てを応援する機能を強化するため、親子ふれあい広場において、児童福祉法に規定する地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）を実施します。

また、家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センターの機能を含みます。）を統合し、子どもと保護者への支援を一体的に行うことにより、ひとり親や疾病・障害のある保護者、DV被害者など、様々な理由から子どもの養育が困難な状況にある家庭に対し、これまで以上に迅速かつ丁寧に、効果的な支援を行います。

子どもと子育てに関する総合相談に加え、家庭への相談支援を充実させ、妊娠期から子育て期、思春期、児童の自立まで、切れ目なく対応し、児童虐待等の予防及び再発防止機能を一層強化していきます。

(3) 母子生活支援施設の整備

母子生活支援施設を併設し、疾病や経済的困窮、DV被害などの理由で母親が児童の保護の責任を果たせない母子家庭について、生活スキルの習得や養育力の向上、就労支援などを行い、自立を支援します。

(4) 複合施設の連携によるメリット

(仮称)港区子ども家庭総合支援センターでは、子ども家庭支援センター、児童相談所、母子生活支援施設の複合施設のメリットを活かして効果的、効率的に相談支援を行います。

① 面接室、心理室の共用

子ども家庭支援センターと児童相談所に訪れた親子が、その内容に応じ、子ども家庭支援センターの相談担当職員や、児童相談所の児童福祉司、児童心理司等と面接できるよう、相談室、心理室は全て共有とします。

② 事務室の共用

子ども家庭支援センターの相談担当職員と児童相談所職員の事務室は共用とします。これまで東京都と港区とで分かれて実施していた相談対応を、同じ場所で協議しながら実施することができるようになります。支援計画の検討や緊急会議のため、事務室内の打合せコーナーや事務室に隣接して会議室を整備します。

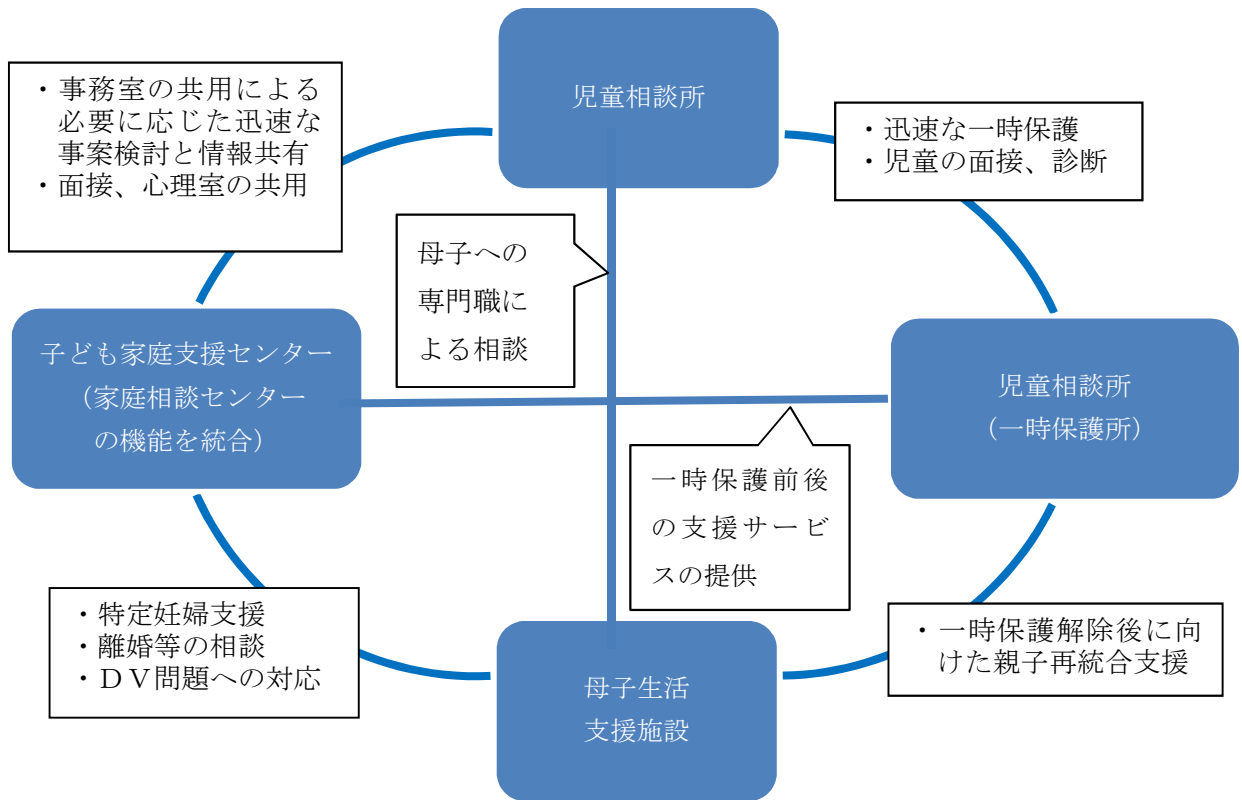
③ 子ども家庭支援センターと児童相談所の情報共有

子ども家庭支援センターと児童相談所への相談を適切に役割分担するとともに、子どもと家庭の状況の変化に合わせて情報共有と協議を行い、対応方法の見直しを行います。

④ 母子生活支援施設の機能活用

母子生活支援施設の機能を活用し、子どもと保護者が離れることなく共に入所し、生活や親子関係の回復を支援します。一時保護後に家庭復帰を目指す親子再統合支援や、特定妊婦支援、産後の親子生活支援等についても子ども家庭支援センターや児童相談所と母子生活支援施設が、密接に連携して行うことができます。

【複合施設の連携】



5 関係機関連携

(1) 港区要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第25条の2の規定により、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、子ども家庭支援センターを調整機関として、港区要保護児童対策地域協議会を設置しています。

民生委員・児童委員、学校、保育園、みなと保健所、各地区総合支所、警察、医療機関、児童相談所などの地域で児童の生活や教育等に関わる機関が連携し、子どもを守るための地域ネットワークを構築することにより、支援対象児童等の早期発見や迅速かつ適切な保護及び支援を行っています。区に児童相談所設置後は、更に緊密に地域の各機関の連携を図り、より一層、迅速、丁寧な切れ目のない支援を行います。

【港区要保護児童対策地域協議会が調整する会議】

代表者会議	協議会の構成員の代表者（管理職等）による会議であり、年に1回程度開催します。
実務者会議	<p>実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議です。次のような事項を協議します。</p> <p>①定例的な情報交換やケース会議で課題となった点の更なる検討</p> <p>②支援対象児童等の実態把握や支援を行っているケースの総合的な把握</p> <p>③要保護児童対策を推進するための啓発活動</p> <p>④関係機関職員を対象とした研修</p> <p>⑤進行管理連絡会</p> <p>⑥居住実態不明児童に係るネットワーク会議</p>
個別ケース検討会議	<p>個別の支援対象児童等について、関係機関の直接の担当者等により、当該児童に対する具体的な支援の内容を検討するため、適時開催します。</p> <p>①支援対象児童等の状況の把握や問題点の確認</p> <p>②支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有</p> <p>③支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有</p> <p>④ケースの主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定</p> <p>⑤実際の援助、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討</p>

(2) みなと保健所及び各地区総合支所の母子保健部門

みなと保健所は、子ども家庭支援センターや各総合支所とともに子育て世代包括支援センターの役割を担い、妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組んでいます。母子手帳の交付時やこんにちは赤ちゃん訪問、健診等で、出産後に支援が必要となる妊婦（特定妊婦）や母子の情報を早期に確認し、必要に応じて子ども家庭支援センターとともに家庭訪問等による支援を行っています。

新施設開設後の対応としては、みなと保健所で実施する健診時に区民が気軽に子どもや家庭に関する相談ができるよう、子ども家庭支援センターの相談担当者や子育てコーディネーターがみなと保健所に出張する予定です。

また、みなと保健所において児童虐待の疑いのあるケースを発見した際に、児童相談所へ通告する判断の基準となるチェック表等を作成し、より詳

細な情報共有のもと、迅速、丁寧な対応を行っていきます。

(3) 学校・幼稚園・教育委員会・教育センター、保育園、学童クラブ等

学校、幼稚園、教育委員会、保育園、学童クラブ等をはじめ、教育相談を実施する教育センターとの連携は重要です。児童ケースごとの個別ケース検討会議はもとより、定期的な情報共有のための会議のあり方、方法について具体的な検討を行います。

また、一時保護等により地域から離れていた子どもが家庭復帰する際には、学校・幼稚園・教育委員会、教育センター、保育園、学童クラブ等の関係機関との連携により、支援に向けた役割分担や体制等について綿密な協議を実施します。

(4) 障害児への対応を行う機関

令和2年4月に開設した区立児童発達支援センターで実施する心理判定結果の共有、障害児通所支援対象児童に関する個別ケース検討会議及び定期的な進行管理ができる仕組みづくりなどについて、具体的な検討を行います。

(5) 医療機関

ア 医師会、歯科医師会、虐待対応院内組織のある医療機関等との連携

区では、医師会、歯科医師会、虐待対応院内組織のある医療機関等の医師や医療ソーシャルワーカーの代表を港区要保護児童対策地域協議会の構成員とし、連携した対応を行っています。

児童相談所では、医療機関と連携した支援を行うほか、一時保護所の健診やケースの医学的診断など、これまで以上に緊密な連携が必要です。また、虐待対応における医師による「虐待医学的診断」については、長期的視点で協力関係を構築していくことを検討しています。

イ 医療機関と連携した保護者支援プログラム

子どもへの関わり方や親子の関係づくりを支援するため、専門的なアプローチとして、子ども家庭支援センターでは、平成28年度から医療機関の心理士によるプログラムを実施しています。

児童相談所においては、PCIT（親子相互交流療法）などの親子の関係性の治療、TF-CBT（トラウマ焦点化認知行動療法）などのトラウマの治療等について、医療機関等と連携して行っていく予定です。

(6) 警察

国の児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策を踏まえ、児童虐待対応の強化について、警視庁と連携体制を確認します。

児童相談所には、警察OBを配置し、警察との情報共有、児童相談所と警察の合同研修等にも取り組みます。

(7) 民生委員・児童委員

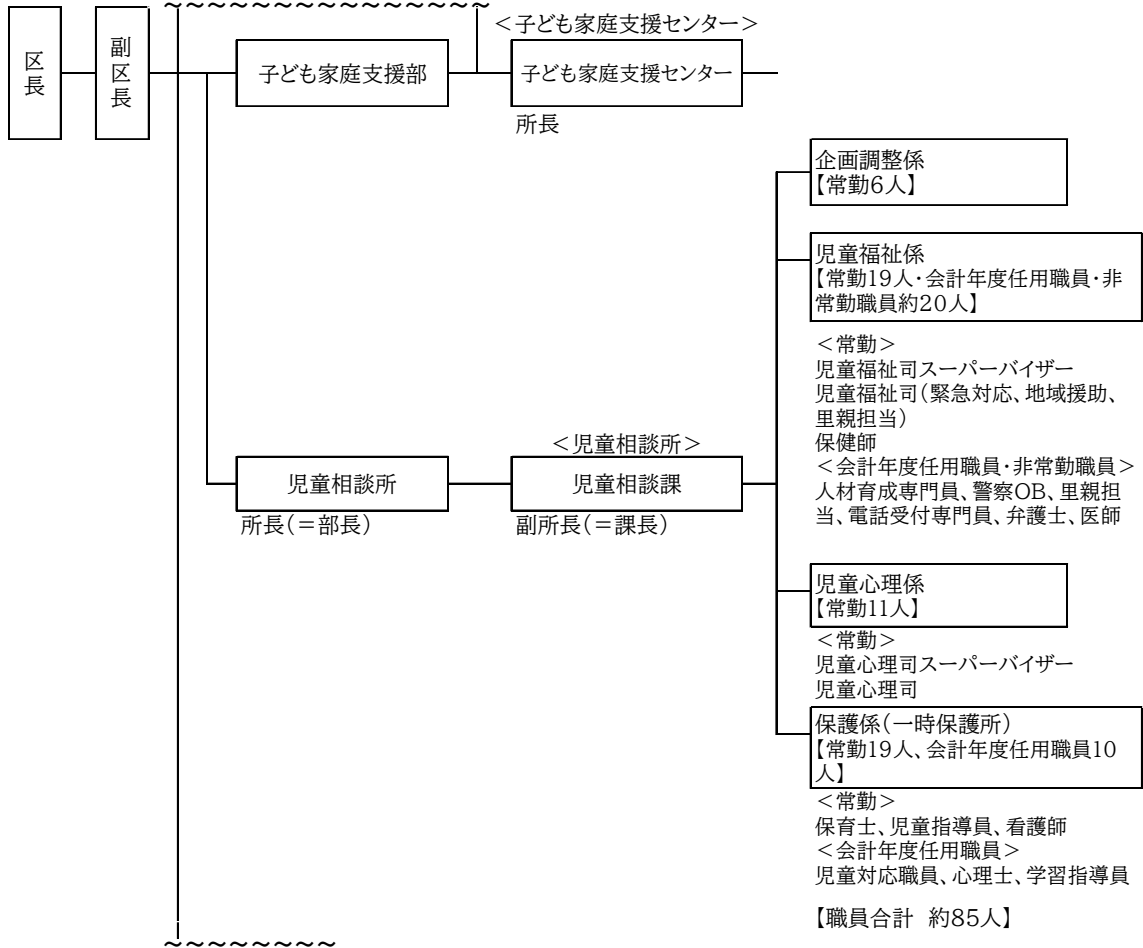
民生委員・児童委員と児童相談所は、児童のケース対応において必要な情報を共有し、地域における子どもと家族への丁寧な支援を行います。

また、児童委員は、児童虐待の発見や通告、調査、家庭への支援等の役割を児童福祉法において規定されています。児童相談所として、児童虐待に関する研修や情報共有を定期的実施していきます。

第3章 組織体制と人材の確保、育成

1 組織体制と職員の配置

(1) 児童相談所及び子ども家庭支援センターの組織構成図（予定）



(2) 職員の配置数（予定）

	区分	常勤・会計年度任用職員等	人数 (人)	備考
児童相談所長 (部長)	事務	常勤	1	医師
児童相談課長 (児童相談所副所長)	事務	常勤	1	
企画調整係	事務	常勤	6	
児童福祉係	児童福祉司SV	常勤	4	国の算定式では16人が必要
	児童福祉司	常勤	14	
	保健師	常勤	1	
	人材育成 専門員	会計年度任用職員	1	児童相談所長経験者
	里親担当 家庭復帰支援	会計年度任用職員	2	
	警察官OB	会計年度任用職員	1	
	電話受付 専門員	会計年度任用職員	8	
	医師	特別職非常勤など		区内医療機関に協力を依頼
	弁護士	特別職非常勤など		弁護士団体、区法曹会に協力依頼
児童心理係	児童心理司SV	常勤	3	国の算定式では8人が必要
	児童心理司	常勤	8	
保護係 (一時保護所)	保育士 児童指導員	常勤	18	
	看護師	常勤	1	
	児童対応職員	会計年度任用職員	6	
	心理士	会計年度任用職員	1	
	学習指導員	会計年度任用職員	3	
		合計	約85	

2 人材確保（常勤職員配置予定）

令和2年度以降の採用は、区の任期付採用・新規採用又は特別区の経験者採用選考を活用し、児童相談所勤務経験者を採用します。

単位：人

		児童相談所						一時保護所		
		児童相談所長	児童相談所副所長	児童福祉司	児童福祉司(SV)	保健師	児童心理司	児童心理司(SV)	保育士又は児童指導員	看護師
採用	平成29年度						2			
	平成30年度						2			
	令和元年度									
	令和2年度	1		1	2			3	1	
	令和3年度(予定)			3	2		2		4	1
	採用合計数	1		4	4		6	3	5	1
異動	異動		1	10		1	2		13	
	配置合計数	1	1	14	4	1	8	3	18	1
	内児童相談所勤務経験者数	1	0	14	4	0	8	3	13	0

3 人材育成

(1) 派遣研修による人材育成

【児童相談所への派遣研修状況】令和2年7月現在

職種	派遣先	派遣時期（年度）									
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
児童福祉司	東京都児童相談センター	1	1								
	東京都児童相談センター			1	1						
	東京都児童相談センター					2	2				
	東京都児童相談センター							1	1		
	横浜市中央児童相談所							1	1		
	東京都児童相談センター								1	5	
	東京都世田谷児童相談所								1		
	横浜市南部児童相談所								1	1	
	神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所								1	1	
	児童自立支援施設(R2は調整)								1		
児童心理司	千葉県中央児童相談所						1				
	福岡市子ども総合相談センター							2	2		
	東京都杉並児童相談所							1	1		
	横浜市中央児童相談所							1	1		
	静岡県富士健康福祉センター								1	1	
	横浜市南部児童相談所								1	1	
	児童養護施設等(R2は調整)						1				
児童保育士員	横浜市中央児童相談所							1			
	横浜市中央児童相談所								1		
	横浜市中央児童相談所									4	
	横浜市南部児童相談所									3	
	江戸川区児童相談所									1	
	世田谷区児童相談所									1	
事務職	東京都品川児童相談所							1			
	東京都児童相談センター								1		
	世田谷区児童相談所(4か月)									1	

(2) 研修受講等による人材育成

ア 区児童相談所、子ども家庭支援センター及び区内関係機関による研修
児童相談所長及び人材育成専門員による研修、事例検討のグループワークのほか児童相談所と子ども家庭支援センターが、外部講師を招きテーマ別研修や事例検討会を実施するとともに、区内関係機関が実施する研修にも積極的に参加します。

また、異動、新規採用により児童相談所勤務となった職員に対し、児童相談所及び相談業務等の基礎知識について研修を行います。講師は、児童相談所長、児童相談所人材育成専門員、副所長、児童福祉司S V、児童心理司S Vが担い、必要により一部外部講師に委託します。

イ 特別区研修所等における児童相談所の研修

児童相談所長、児童福祉司、児童福祉司S Vは、特別区研修所等が実施する児童福祉法に定められた法定研修を受講します。

また、児童福祉司、児童心理司及び一時保護所職員は、経験年数や段階ごとの課題別研修や東京都児童相談所が区市町村にも対象者を拡大して実施する企画研修等へ積極的に参加し、資格や専門知識を取得します。

ウ 子どもの虹情報研修センター、子どもの虐待防止センターの研修

児童相談所長、児童福祉司S V、児童心理司S V、保健師、医師、弁護士は、子どもの虹情報研修センター及び子どもの虐待防止センターが実施する研修を受講し、虐待対応技術等のレベルアップを図ります。

エ その他の機関が開催する研修等

民間事業者、NPO、医療機関等が開催する研修を受講します。

親支援、家族支援のプログラム実施や性的虐待の被害児童に対する司法面接、被害確認面接など、特に専門知識、技法が必要となる内容については、専任する職員を決め、民間、NPO等が開催する専門研修を重ねることで、スペシャリストとなり得る人材を育成します。

(3) 計画的、継続的な人材育成

ア O J T及びスーパーバイズ

児童福祉司、児童心理司及び一時保護所職員は、日頃の相談援助業務を通して、児童相談所長、児童相談所人材育成専門員、児童福祉司S V及び児童心理司S Vが実施するO J Tにより、子どもと保護者への対応スキルの向上を図ります。

また、外部の学識経験者等の専門家により、スーパーバイズを受ける体制を構築します。

イ 専門職の学びや経験を可視化する方法（ポートフォリオ）

職員が自分自身の能力やスキルを「見える化」し、専門職としての学び

や経験を確認できるポートフォリオの考え方を取り入れます。児童相談所人材育成専門員によるアドバイスのもと、段階ごとの到達目標を明確にし、個別の人材育成プランニングを行います。

特に、児童福祉司S V及び児童心理司S Vは、職員の指導、アセスメント、サポート等をする力が求められるため、S V自身のスキルや到達点を明確にしておくことが重要です。

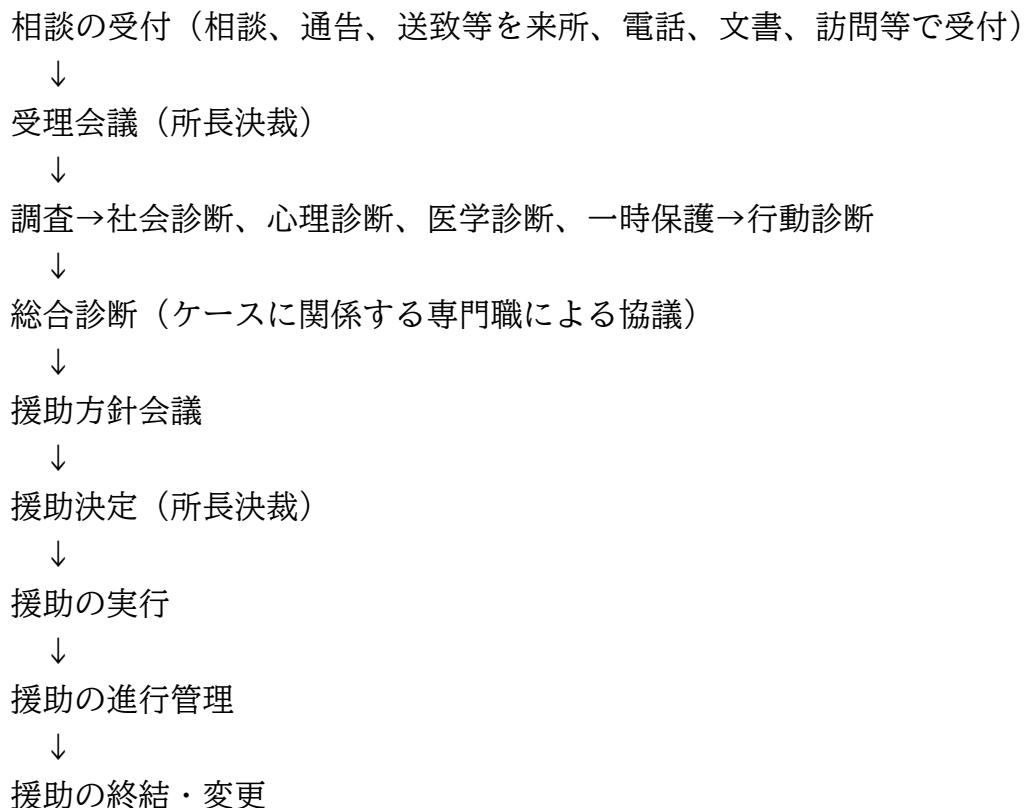
第4章 相談の流れ

1 児童相談所における相談援助の原則

(1) 児童相談所における相談援助活動の体系

児童相談所で対応する個々のケースへの対応は、相談の受付から調査、各種診断、援助方針決定、具体的援助、終結まで、所としての組織決定を重ね、以下のような流れで行います。

【援助の流れ】



(2) 専門職による総合的な相談対応

児童相談所が受理した相談は、全て児童相談所の責任において組織的に対応します。児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士、警察官OB、一時保護所職員等の専門職が、個別のケースごとに連携し、子どもと家庭が抱える問題の解決を目指し、調査、診断、援助を行います。

受理会議や援助方針会議においては、担当者（チーム）が方針を提案し、所長を中心とする組織で検討し、援助を決定します。

また、援助方針策定の際には、区の関係機関による支援を調整し、子どもと保護者が安心して生活環境や関係性の修復等に取り組める支援体制を構築していきます。

2 児童相談所と子ども家庭支援センターの相談の流れ

(1) 相談受付

児童相談所の相談は、来所、電話、文書、訪問等で受け付け、児童福祉司、児童心理司その他の専門職が対応します。

これまで、児童虐待を含め、子どもに関する相談は、一義的に子ども家庭支援センターが受け付けていましたが、児童相談所設置に当たり、児童虐待相談については、初期の相談窓口を児童相談所に一元化します。

また、電話による通告・相談の体制を強化し、次のような電話通告窓口を設置します。

<区が設置する電話通告窓口>

- 港区児童虐待相談ダイヤル（児童相談所）
- 港区子ども家庭相談ダイヤル（子ども家庭支援センター）

<最寄りの児童相談所につながる全国共通の電話連絡先>

- 児童相談所虐待対応ダイヤル189（児童相談所）
- 児童相談所全国共通ダイヤル0570-783-189（児童相談所）

児童相談所に、電話受付専門員（会計年度任用職員）を配置し、夜間、土・日・祝日を含め、「港区児童虐待相談ダイヤル」、「児童相談所虐待対応ダイヤル」及び「児童相談所全国共通ダイヤル」で、通告・相談を受けます。

子ども家庭支援センターでは、現在の「相談専用ダイヤル」を「港区子ども家庭相談ダイヤル」に変更し、子どもと家庭に関する幅広い相談に対応します。

電話受付専門員は、相談受理の専門研修を受講し、相談受付の際には、相談内容を聴き取り、児童福祉司、児童心理司、SVに伝えます。

(2) 相談受理とケース移管

児童相談所も子ども家庭支援センターも、通告や相談を受けた際は、迅速に調査等を開始し、受理会議（虐待ケースは緊急受理会議）において、組織として、緊急度、対応の方向性、担当者等を確認します。初動の段階から、児童相談所と子ども家庭支援センターが共に対応する必要があると判断した場合は、迅速に合同受理会議（緊急受理会議）を開催し、主担当と分担、今後の対応の方向性を明確にします。

ケース対応を進めた後に、児童と家族の状況の変化に伴いケースを移管し、主担当を交代する必要がある場合は、援助方針会議で協議し、決定します。

(3) 調査、アセスメント、援助及び支援

児童虐待対応の初動を担当するのは、児童福祉系の緊急対応チームとします。緊急対応チームは、虐待に特化した動きや判断力を身に付け、継続ケースを持たないため、必要に応じ、いつでも緊急対応を行うことができます。

その後、初期の調査を行いアセスメントシート等の内容も踏まえ、中・長期的な支援が必要と判断した場合には、児童相談所の地域援助チームに引き継ぎ、子育て不安や養育困難が主の場合には子ども家庭支援センターに引き継ぎます。これらは援助方針会議において組織として多角的に検討し、職員の合議を経て児童相談所長が決定します。

児童虐待以外のケースについては、児童や家庭の状況を踏まえ、原則として児童相談所の地域援助チーム又は子ども家庭支援センターが対応していきます。

(4) 家庭復帰支援

里親や児童養護施設等に措置した児童は、家庭復帰できるよう支援します。担当する児童福祉司が、子ども家庭支援センターや地域の関係機関と連携して家庭復帰プログラムを作成し、児童心理司とともに、子ども自身の心理面の状態、家庭の生活環境、保護者の心身の状況等を確認し、支援体制を明らかにします。

必要に応じて、子どもとその養育者に対し、様々な心理療法やプログラムを実施します。

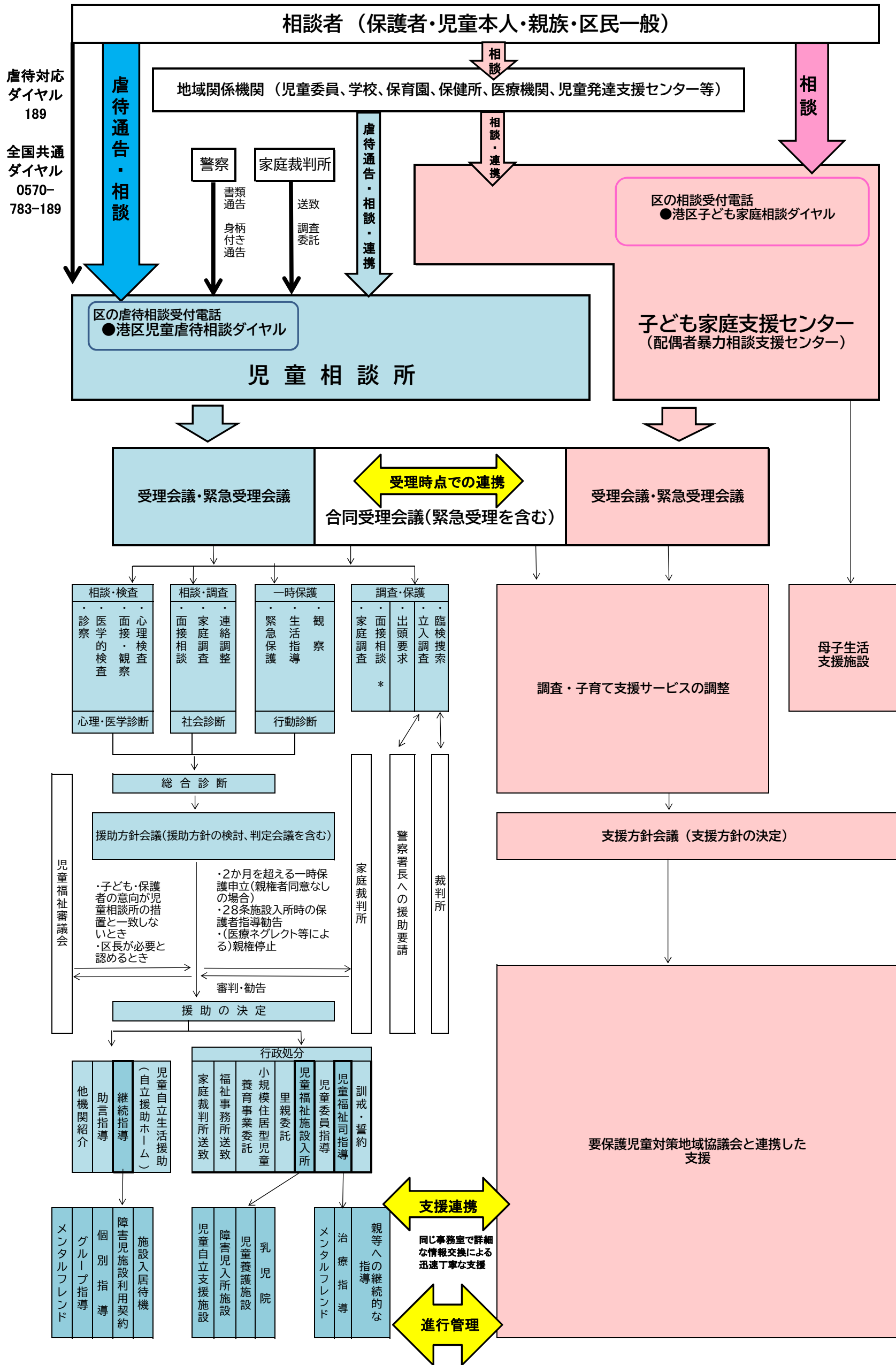
(5) 進行管理会議

児童相談所と子ども家庭支援センターは、役割分担して対応しているケースについての進行管理会議を定期的の実施します。

港区児童相談機能体系図(相談の流れ)

児童相談所

子ども家庭支援センター



* 性的虐待の調査の際等に、児童の心のケアや加害者の起訴を想定し、原則として検察・警察・児相の三機関連携を行い3者による司法面接を実施します。

3 児童相談所と子ども家庭支援センターの開所・開館時間

(1) 児童相談所の開所時間

区の児童相談所では、区民が身近な場所で気軽に相談を受けることができ、児童相談所としても相談や問題に対し、より迅速、丁寧に対応するため、開所時間を午前8時30分から午後6時までとします。

また、虐待通告については、国の指導により48時間以内に子どもの安全を目視で確認する必要があり、開館時間内外を問わず、児童相談所、警察等が連携して対応します。

【区児童相談所の開所日・時間】

開所日	開所時間	勤務時間	一時保護所
月曜日～ 金曜日	8:30～18:00	A 8:30～17:15 B 9:30～18:15	24時間365日 シフト勤務(夜勤あり)

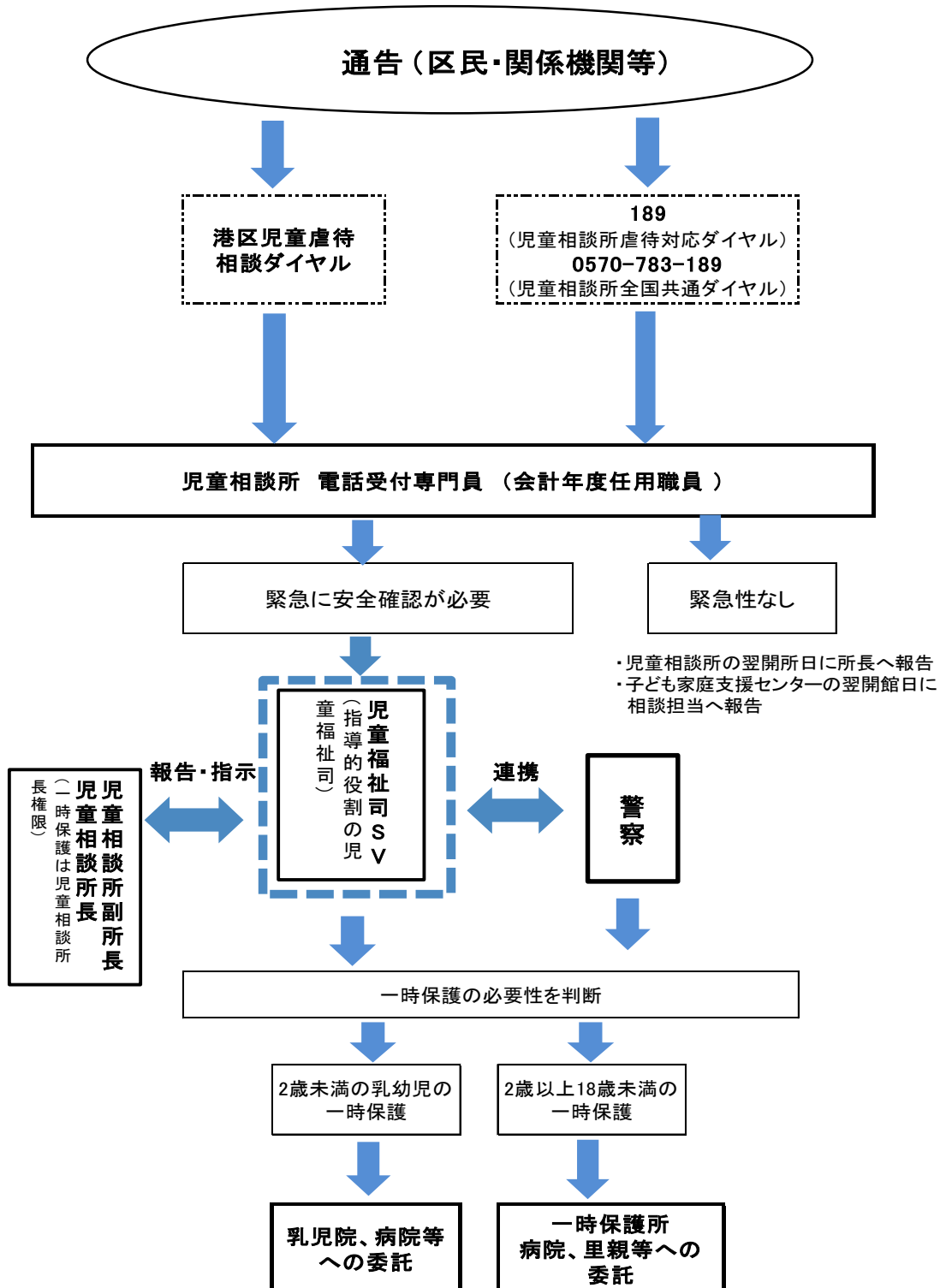
(2) 子ども家庭支援センターの開館時間

これまでの子ども家庭支援センターの利用実績を踏まえるとともに、児童相談所と一体となり、ワンストップで児童相談を行うため、子ども家庭支援センターの開館時間を、午前8時30分から午後6時までとします。

4 児童相談所の夜間休日等の体制

夜間、土曜、日曜及び祝日の電話通告に対応するため、電話受付専門員(会計年度任用職員)を児童相談所(一時保護所内)に配置し、緊急連絡に応じて輪番の職員が警察と連携して対応することとします。

児童相談所・子ども家庭支援センターにおける夜間、土・日・祝日の電話相談対応について
 夜間(18:00～翌日8:30) 土・日・祝日(8:30～18:00)



第5章 一時保護所の業務と組織体制

1 定員と各室の整備

(1) 定数の算定と個室の整備

定員 12人

内訳 小学生以上男子・・・4人 個室4室

小学生以上女子・・・4人 個室4室

幼児・・・・・・・・・・4人 2人部屋×2室

港区における過去4年の一時保護児童数と東京都の平均保護日数を基に一日の一時保護児童数を算定しました。令和元年度の5.92人ですが、約2倍の12人を定員とします。

(2) 小規模定員における柔軟な居室活用

港区では、各居室を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)のおおよそ2倍の面積で整備します。男女各4人を超えて保護する場合などにおいては、1部屋に2人入所できます(児童1人当たり4.95㎡以上の基準で、各居室は12㎡以上)。

また、幼児居室も最低基準のおおよそ2倍の面積で整備するため、最大8人まで入所が可能です。(幼児1人当たり3.3㎡以上の基準で、2部屋とも15㎡以上)。

(3) 静養室

病気の時、安静に過ごせることや気持ちを落ち着かせることができるよう静養室を整備し、感染症拡大防止にも備えます。

(4) 浴室・トイレ

浴室及びトイレは、小学生以上の児童が、個人で利用できるよう、全て一人用とします。

(5) 体育館

一時保護児童が健康的な生活を送るため、運動ができる体育館を整備します。

2 一時保護所の業務

(1) 生活面のケア

様々な環境で生活してきた子どもにとって、安心できる生活の保障が最も重要です。子どもの状況に合わせて、食事、排泄、健康管理、衛生等生活面のケアを毎日の生活場面で行います。幼児の保育では、情緒の安定と基本的な生活習慣の習得等に配慮します。安心できる環境の中で、生活リズムの安定を図り、生活習慣が身に付くよう支援します。

(2) 食事

食事は、栄養の確保・バランスをはじめ、子どものし好等を考慮して予定献立を作成し、温かい雰囲気の中で提供します。食物アレルギー等にも十分に配慮し、対応します。

(3) 健康管理

自分の家を離れて生活するため、子どもが心身の変調を訴えることがあります。一時保護所内の看護師、心理士を中心に、日々子どもの健康状態を把握し、定期的に医師、歯科医師の健康診断を行います。

(4) 教育・学習支援

専任の学習指導員が、一時保護中の子どもの学力や特性に配慮し、学習支援を行います。区内、区外を問わず在籍校と連携しながら学習を進めます。

(5) 行事等の開催

誕生日会を毎月行うほか、月1回程度の季節の行事などを開催し、生活を楽しめるよう工夫します。

(6) 各種マニュアル等の整備

幼児向け、児童向けの「一時保護所のしおり」を作成し、生活の中での安全、安心のためのルールなどについて、年齢や発達に合わせ、分かりやすく説明します。

職員用には、様々な場面において適切に対応できるよう、一時保護所における入・退所時対応手順、災害時避難マニュアル等の各種マニュアルを作成します。アレルギー対応、感染症対応、事故対応については、判断基準を含めたマニュアルを作成します。

3 児童の安全確保と権利擁護

(1) 子どもの安全を守る

一時保護所は、子どもが安全に生活できる場であり、自分のことを大切に思い、今後のことを大人と一緒に考える場であることを子どもに伝えます。

子ども同士のけんかや活動中の事故などによる怪我、感染症の集団感染などが起こらないよう環境を整え、職員が丁寧に対応します。親から離れたことによる不安や、今後の自らの生活に対する精神的な不安などには、心理士をはじめ、職員が寄り添い、支えていきます。

(2) 子どもの権利を守る

ア 生活面

一時保護中は、子どもの安全を確保するため、外出、通信、面会、行動等を制限することになりますが、一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限の制限とします。

疾病や障害の状況、宗教や文化の違い等に配慮し、子どもに寄り添った対応を行います。

イ 意見表明とアドボケイト

入所時に職員は、子ども自身が生活の中で感じることや今後の在り方について意見表明できること、権利侵害があった場合に不服申立てができることなどについて、子どもの年齢や理解に応じて説明を行います。また、一時保護所に意見箱を設置し、定期的に子ども会議を実施するなど、子どもが意見を表明しやすい環境を整えます。

さらに、子どもの意見を聴き取ることができる第三者（アドボケイト）が一時保護所を定期的に訪問し、子どもの意見を聴き取る仕組みを作り、実施するための検討をしています。

ウ 通学

一時保護中の子どもの教育を受ける権利を守るため、子どもが一時保護所から通学・通園することや一時保護解除後に学校等へ復帰する際の対応など、子どもへの具体的な支援について検討します。

エ 第三者評価

第三者評価を実施し、子どもの権利を守る環境の整備について評価、確認、見直しを定期的に行います。

4 一時保護委託

(1) 一時保護委託

子どもの状況によっては、一時保護を他機関に委託することがあります。

【委託先】

児童福祉施設、里親、医療機関、障害者支援施設、その他児童相談所長が適当と判断した私人

(2) 一時保護所の相互利用

東京都と児童相談所設置区は、協定を結び、定員を超えて一時保護する場合や保護者の居住地と離れた地域で児童を保護する必要がある場合などに、相互利用を実施することができます。

なお、相互利用は、一時保護所の定員に空きがある自治体間で実施することを優先することとし、夜間・休日における相互利用は、原則として実施しません。

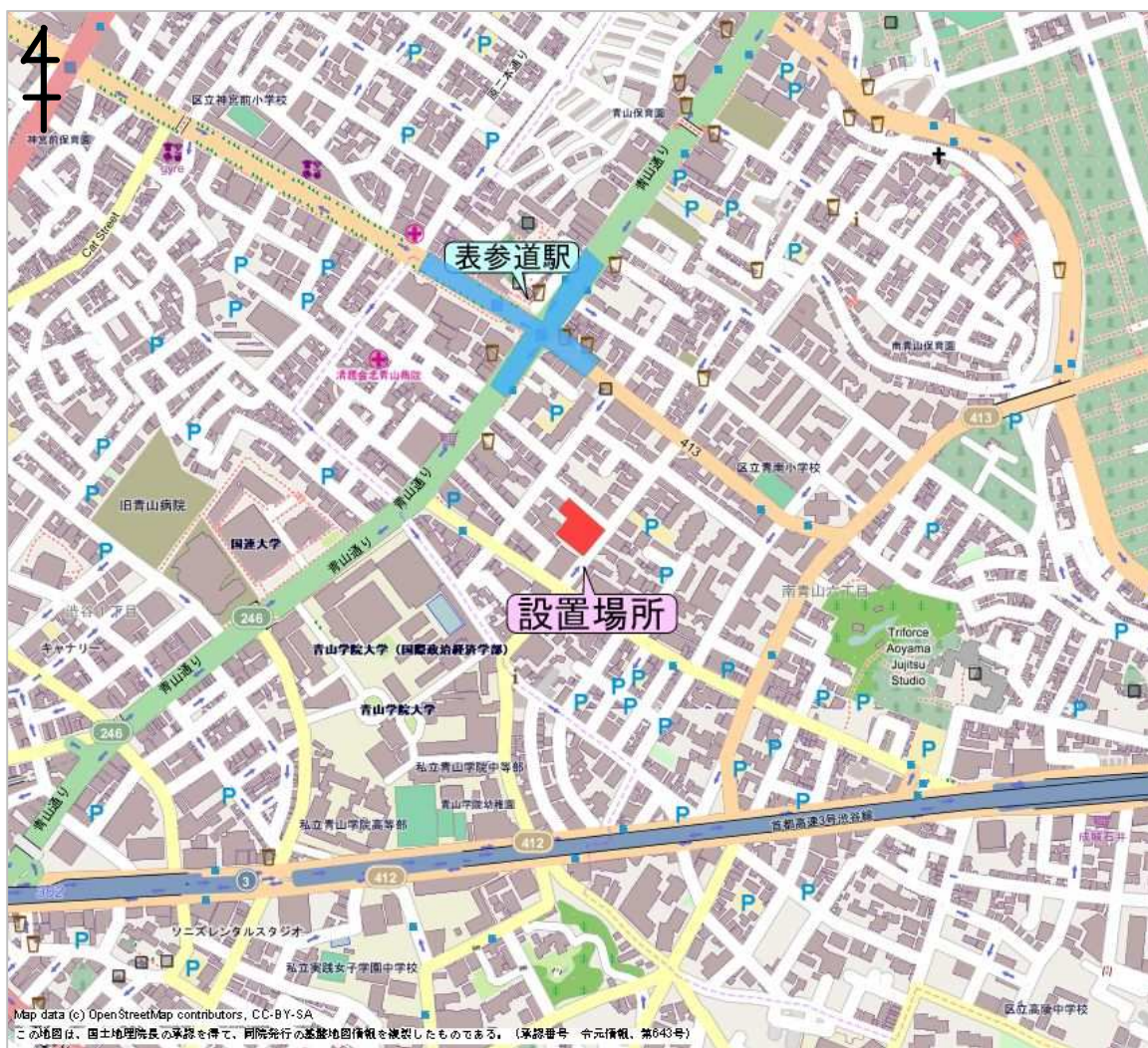
第6章 施設概要

区は、児童相談所、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設の複合施設として（仮称）港区子ども家庭総合支援センターを整備します。

1 （仮称）港区子ども家庭総合支援センターの設置場所

施設名	住所
・港区児童相談所 ・港区立子ども家庭支援センター	港区南青山五丁目7番11号
・港区立母子生活支援施設メゾン・ド・あじさい	港区南青山五丁目7番12号

<周辺図>



<案内図>



2 建物概要

(1) 建物規模

建物高さ（地上4階建て）	14.95m
敷地面積	3,166.51㎡
延べ床面積	5,427.23㎡

<各施設の面積>

子ども家庭支援センター	約600㎡
児童相談所	約2,900㎡
母子生活支援施設	約900㎡
その他共用部	約1,000㎡

(2) 各階の主な諸室

階数	主な諸室
1階	子ども家庭支援センター ・事務室 ・子育てひろば ・相談室 ・多目的室
	児童相談所（一時保護所） ・学習エリア ・体育館
2階	児童相談所 ・事務室 ・相談室 ・会議室
	児童相談所（一時保護所） ・居室エリア
3階	児童相談所 ・相談室 ・心理療法室
4階	母子生活支援施設 ・事務室等 ・居室エリア ・共有エリア

1階の一時保護所体育館、2階の児童相談所事務室、相談室及び会議室、3階の相談室及び心理療法室は、子ども家庭支援センターと共用です。

第7章 社会的養護

1 社会的養護の基本的な考え方

保護者がいない、あるいは、保護者の適切な養育を受けられないなどの理由で、社会的養護の下で暮らす港区の子どもは、令和2年6月16日現在、40人です。このうち里親に養育されている児童は3人です。

平成28年の児童福祉法改正で、国は家庭養育優先の原則を明らかにし、平成29年には「新しい社会的養育ビジョン」において、里親による養育を推進していくことが示されました。区では、この原則に従い、家庭養育環境を整備していくことを基本とします。区内の里親登録世帯数は、令和2年6月16日現在、10世帯で、この登録数を大幅に増加させることが区にとっての喫緊の課題です。

2 区内の社会的養護の施設との連携

区内にある社会的養護の施設は、乳児院が2施設ですが、令和3年4月には母子生活支援施設を児童相談所の複合施設内に開設します。

乳児院には、地域の保護者が利用できる乳幼児ショートステイ事業を委託していますが、児童相談所開設後は、一時保護委託や里親支援についても連携していけるよう協議していきます。

母子生活支援施設では、子どもを保護者と分離せずに養育を支援することができます。特定妊婦への支援や一時保護解除後の親子支援などについても連携していくことを予定しています。

3 里親制度の充実に向けて

(1) 港区の里親支援体制

児童相談所に里親担当の児童福祉司1人、会計年度任用職員2人を配置します。フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）とも連携し、充実した里親支援体制を構築します。

(2) 里親登録拡大への取組

区では、里親制度の啓発と登録の拡大へ向け、子ども家庭支援センターに専任の里親担当を配置し、「みんなと里親プロジェクト」として、区の地域イベントでの広報活動や、広報番組の放映などを実施してきました。

児童相談所開設後は、区民の生活における様々な機会や場所を捉え、短期里親など様々な里親の在り方もあることなど、里親制度についての丁寧な説明を行い、里親登録の拡大を図ります。

里親候補者に対しては、里親の役割や意義だけでなく、区内の子育て支援

サービス等を活用してもらえよう認定前研修の内容を工夫します。

(3) 里親家庭への支援の充実

里親登録後は、フォスターリング機関と連携し、未委託の里親も含め、里親養育に役立つ専門的な研修を実施します。

里親と子どものマッチングは、丁寧なアセスメントに基づき行います。委託後は、里親や子どもがいつでも相談できるよう、緊急の相談にも里親専任の職員やフォスターリング機関の職員が対応します。里親家庭を訪問して対応するほか、親子支援プログラムの実施や、区の子育て支援サービスの利用の案内など、里親養育に役立つ多くの支援を提供します。

4 東京都と特別区における連携体制について

社会的養護が必要な子どもに対しては、東京都と特別区間の調整に基づき、里親や児童養護施設等への措置を適切に行っていきます。

第8章 計画策定の経緯

1 計画の位置付け

本計画書は、児童福祉法第59条の4第1項に基づく、「児童相談所を設置する市」として、児童相談所を設置するに当たっての基本的な考え方、設置・運営に係る方針、準備状況等をまとめたものです。

2 計画の策定経緯

本計画書は、庁内検討及び東京都福祉保健局との協議を経て策定しました。

東京都との協議（児童相談所設置に係る確認作業）

回数	開催日	主な確認内容
第1回	令和元年 8月27日	<ul style="list-style-type: none">・ 一時保護所における在籍校との連携対応や夜勤を含めた勤務体制について確認・ 児童福祉司・児童心理司の異動年限を含めた確保・育成策について確認・ 地域の関係機関との連携体制を確認
第2回	令和元年11月21日	<ul style="list-style-type: none">・ 港区児童相談所の開設時期に関する確認・ 事務職員に係る業務量と体制の確認・ 夜間相談体制の確認・ 児童ケースの引継ぎ方法に関する確認
第3回	令和2年 5月18日	<ul style="list-style-type: none">・ 区長から児童相談所長に委任する権限の範囲に関する確認・ スーパーバイザーの配置に関する確認・ 社会的養護の充実に向けた取組に関する確認・ 子どもの権利擁護に係る対応部署の確認

第9章 東京都からのケース等の引継ぎ

東京都による子どもとその家庭への支援が、港区児童相談所の設置に当たり途切れることがないように、東京都児童相談センターから区への児童ケースの引継ぎを十分な人的体制と期間を設定し実施します。詳細な情報や事務上の手続については協議を重ねながら引き継ぎます。

1 児童福祉司及び児童心理司の派遣による引継ぎ（令和2年度）

児童相談所開設に向け、区で実際に当該ケースを担当することとなる職員を令和2年度から東京都児童相談センターに派遣し、東京都の現担当者から直接引継ぎを受けることとします。具体的には、家庭訪問や面接に同行・同席をするなど、都と区が共同で支援を行い、子どもや家庭との信頼関係を築いていきます。

・4月からは、昨年度から東京都に派遣している職員2人に加えて3人の職員を派遣し、合わせて5人の職員が港区のケースを担当しています。

・10月以降は、職員（児童福祉司および児童心理司）を増員して派遣する予定で、人数や方法等については、東京都と協議しながら実施します。

2 事務引継ぎ等に関する協議

東京都児童相談センターが所管してきた事務を円滑に港区に引き継ぐため、必要な事項について情報交換と協議を行います。

【主な協議内容】

- ・引継ぎ対象とするケースの考え方
- ・データの引継ぎについて
- ・港区の里親について
- ・児童相談所設置の周知について
- ・児童相談所設置市事務について

第10章 児童相談所設置市が処理する業務

児童相談所設置市が処理する業務について、庁内関係部署が事務の実施に向けた検討を行うとともに、都からの業務内容に関する情報提供、引継ぎ等の準備を進めていきます。

No.	事務項目	庁内関係部署
1	児童福祉審議会の設置に関する事務	子ども家庭課
2	里親に関する事務	児童相談所設置準備担当
3	児童委員に関する事務	保健福祉課
4	指定療育機関に関する事務	健康推進課
5	小児慢性疾患の医療の給付に関する事務	健康推進課
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務	障害者福祉課
7	児童自立生活援助事業に関する事務	児童相談所設置準備担当
8	児童福祉施設に関する事務 (1) 助産施設、(2) 乳児院、(3) 母子生活支援施設、(4) 保育所、(5) 児童館、(6) 児童養護施設、(7) 福祉型障害児入所施設、(8) 医療型障害児入所施設、(9) 福祉型児童発達支援センター、(10) 医療型児童発達支援センター、(11) 児童心理治療施設、(12) 児童自立支援施設、(13) 児童家庭支援センター	障害者福祉課 子ども家庭課 児童相談所設置準備担当 保育政策課
9	認可外保育施設に関する事務	保育政策課
10	小規模住居型養育事業に関する事務	児童相談所設置準備担当
11	障害児通所支援事業に関する事務	障害者福祉課
12	一時預かり事業・病児保育事業に関する事務	保育政策課
13	障害福祉サービス等情報公開に関する事務	障害者福祉課
14	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関わる事務	児童相談所設置準備担当
15	特別児童扶養手当に係る判定事務	児童相談所設置準備担当
16	療育手帳に係る判定事務	児童相談所設置準備担当

第11章 資料

1 子ども家庭支援センター相談内容別新規相談受案件数

(件)

種類 年度	養護相談		保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成相談	その他 の 相談	合計	情報 提供
	被虐待 相談	その他 の 相談							
元年度	750	185	0	8	4	485	8	1,440	174
構成割合	52.0%					33.6%			
30年度	514	222	5	9	8	518	1	1,277	272
構成割合	40.2%					40.5%			
29年度	388	186	5	5	1	497	6	1,088	257
構成割合	35.6%					45.7%			
28年度	477	169	3	12	4	265	18	948	44
構成割合	50.3%					27.9%			

養護相談は「被虐待相談」と「その他の相談」に分かれます。「その他の相談」は主に養育困難ケースです。

2 子ども家庭支援センター 児童虐待 種類別新規受案件数

(件)

種類	身体的 虐待	うち 非該当	ネグレ クト	うち 非該当	心理的 虐待	うち 非該当	性的 虐待	うち 非該当	合計	非該当 を除いた 数
元年度	252	24	188	84	305	21	5	3	750	617
30年度	165	32	175	91	172	22	2	2	514	367
29年度	121	27	148	93	119	21	0	0	388	256
28年度	152	18	180	137	143	8	2	0	477	314

※ 令和元年度の非該当数は、現在も調査中のケースがあるため、令和2年4月末日時点での暫定の件数です。

3 子ども家庭支援センター専門相談件数

保健師による専門相談 (回)

	面接相談	電話相談	ひろば相談	訪問	相談合計
元年度	103	154	165	20	442
30年度	144	223	175	25	542
29年度	315	283		27	625
28年度	78	287	243	16	624

臨床心理士による専門相談 (回)

	面接相談	電話相談	訪問	相談合計
元年度	720	429	82	1,129
30年度	671	489	81	1,241
29年度	480	318	38	836
28年度	285	316	3	604

平成29年度から臨床心理士による専門相談を週3日から週6日に増やしました。保健師による専門相談は週3日です。